

○加東市まちづくり推進市民会議設置要綱

平成25年3月27日

告示第22号

(設置)

第1条 加東市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づいたまちづくりを、市民との協働により推進するとともに、簡素で効率的かつ透明性の高い行財政運営を構築するため、加東市まちづくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について調査審議するほか、総合計画に基づいたまちづくりについての意見を、市長に対して提案することができる。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。
- (3) その他総合計画の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 市民会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集する。ただし、座長（その職務を代理する委員を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、座長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 座長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 市民会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。